令和８年度 塙町会計年度任用職員募集要項（教育委員会）

1.　会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、令和２年度に制度化され施行されました。地方公務員法が適用になる一般職の地方公務員で、会計年度（4 月から翌年 3 月末）ごとの 1 年を任期とした非常勤職員です。

2.　募集職種及び人数等

(1) 保育部

・職種　はなわこども園保育部　保育士**（有資格者）**

・人数　２名

・勤務内容　保育業務

(2) 幼稚部

・職種　はなわこども園幼稚部　預かり保育指導員

・人数　１名

・勤務内容　保育業務

3.　次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 地方公務員法第 16 条各号に該当する人

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・塙町の職員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 日本国籍を有しない人

（活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和 9 年 3 月 31 日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。）

4.　任用期間

任用の日から令和9年3月31日まで

※ 従事の事業が翌年度も継続された場合に限り、人事評価結果等を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります。

※ 採用は全て条件付きで、原則として採用から 1 か月間を良好な成績で勤務した時に正式採用となります。

5.　勤務条件等(予定)

(1) 給料(報酬)

① 保育士　月額242,500円～

※ 職種、経験年数、勤務時間等により決定します。

② 預かり保育指導員　月額131,612円～

(2) 諸手当

① 期末手当・勤勉手当

支給対象：勤務時間が週15時間30分以上で、任用期間が6月以上の方

支給率：在職期間や評価に応じて、所定の割合を乗じた額を支給

② 通勤手当(費用弁償)

通勤距離が片道 2km 以上の場合に距離数に応じて支給します。

③ 時間外勤務手当、休日勤務手当等

(3) 福利

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

※ 加入条件を満たす場合に加入します。

(4) 勤務時間

① 保育士　月曜日から金曜日のうち指定する5日間以内

午前7時20分から午後6時35分までのうち指定する7時間45分以内

(休憩時間は園長が指定する1時間とします。)

② 預かり保育指導員　月曜日から金曜日のうち指定する5日間以内

午前7時20分から午後6時35分までのうち指定する5時間以内

(5) 休日　　土曜日、日曜日、祝日、年末年始の期間(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日)、指定の日

※ 行事等により休日に勤務を指定する場合があります。

(6) 休暇

① 年次有給休暇　任用期間に応じた年次有給休暇が付与されます。
(労働基準法の規定に準じます。)

② 特別休暇　公民権の行使、忌引、夏季休暇などの特別休暇があります。

※ 有給休暇と無給休暇があります。

6.　応募方法、採用試験について

(1) 受付期間　令和 8 年 11 月 9 日(月)～

※ 持参による場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

※ 郵便又は信書便の場合は期限内に到着したものに限り受け付けます。

(2) 提出書類　塙町会計年度任用職員採用申込書・履歴書
(上半身、無帽のもので最近 3 か月以内に撮影した写真を添付すること)

※　保育士に応募する方はその資格を証明する書類の写し（保育士証など）

(3) 申込書の提出先

〒963-5405 東白川郡塙町大字塙字材木町字 70 番地 10
はなわこども園　管理係　TEL　0247-57-8700

※ 注意事項

・郵送の場合、封筒に赤字で「会計年度任用職員申込」と書いてください。

・郵便の場合、万が一未着の事故が発生しても、受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は受理しません。また、切手料金不足等の申込者の責による申し込み遅延等の場合も、理由の如何を問わず受理しません。なお、提出書類は返却しません。

(4) 採用試験

① 試験日時　面接日時は、書類審査合格者にご連絡します

② 試験会場　はなわこども園

③ 試験内容　面接試験

④ 結果通知　面接試験者全員に採用の可否を通知します。

7.　特記事項

(1) 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

(2) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

(3) 採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

8.　個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用の手続き、配属先の決定以外には利用しません。

問合せ先
はなわこども園　管理係
TEL 0247-57-8700
kodomo-head@town.hanawa,fukushima.jp
平日午前 9 時から午後 5 時まで

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）

の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※　第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。